

北部松山衛生センター組合における 障害者活躍推進計画

令和3年9月15日
北部松山衛生センター組合

北部松山衛生センター組合における障害者活躍推進計画（以下「本計画」という。）は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）第7条の3に基づき、任命権者が策定する計画です。

北部松山衛生センター組合長

1 計画期間

令和3年9月15日から令和7年3月31日

2 課題

これまでに障害者の雇用を行ったことはなく、現在在籍はしていないが、今後中途障害者として身体障害者となった職員が在籍することも考えられるため、組織的な体制整備が必要である。

3 目標

(1) 採用に関する目標

障害者である職員の実雇用率については、各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とします。

職員採用にあたっては、障害者を差別することなく能力本位の選考を行います。

(2) 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせないようにし、他機関の定着に関する事例の収集・検討を行います。

4 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

ア 障害者雇用推進者として事務局長を選任します。

イ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には適正に選任します。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

所属の管理・監督者による面談等を通じて、障害者一人ひとりの障害特性や能力、希望等を把握し、業務との適切なマッチングを推進します。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

障害のある職員や職場の管理職等に相談できる体制を整えるとともに、全ての職員が障害者への理解を深めていく体制を図る。

5 優先調達等

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。